

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
不利益処分名	闘争・泥酔等により疾病にかかった場合等の給付制限
根 拠 法 令	国民健康保険法
根 拠 条 項	第61条
連 絡 先	(電話 621-5159)
処 分 基 準	<p>保険給付の制限</p> <p>第61条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)